令和　８　年　　第　５　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　５　月　20　日　開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第５回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年５月 20 日（水）　午後２時 00 分
２　開催場所　雫石町役場大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
２番	晴山　英俊
４番	髙橋　浩之
６番	坂下　千枝子
８番	川口　英敏
10 番	松本　光正
11 番	黒沢　菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫　石	木村　正美
雫　石	小谷地　昇
御　所	吉田　光彦
御　所	米澤　晃
西　山	滝澤　美紗子
西　山	柿木　一明
西　山	荒塚　秀則
西　山	袖林　一
御明神	小志戸前　健一
御明神	南野　仁
御明神	新田　華織

４　欠席した委員

農業委員　３番 山崎　忍　５番 砂壁　純也　７番 前　茂見　９番 八丁野 よし子

推進委員　雫石　階　保　雫石　横手　克文　御所　新田　善男　御所 髙橋　大和
西山　山本　長栄　御明神　松ノ木　奈々子　御明神　下川原　幸宏

５　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第３号　農地の現状変更に関する届出について
報告第４号　農地の現状変更完了に関する届出について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について
議案第４号　適用外証明願に対する可否決定について

６　職務のため出席した職員

局長　畠山　康　　事務局長補佐　高橋　直也　　係長　松ノ木　拓也

開会時間　午後２時00分

議　長　　ただ今から、令和８年第５回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員７名、推進委員11名、計18名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

畠山局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には ４番 髙橋浩之委員、６番 坂下千枝子委員、書記には事務局の高橋事務局長補佐、松ノ木係長を指名いたします。
次に報告第１号～第４号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号～第４号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり７件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４ページ～24ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり39件提出がありました。
解約理由は、すべて農地中間管理事業へ切り替えるためです。関連する案件を、このあと議案第３号で、ご審議いただきます。
総会資料の25ページをご覧願います。
報告第３号「農地の現状変更に関する届出について」、表のとおり２件提出がありました。
番号１、届出人、〇〇。田９筆、面積14,741㎡のうち268.00㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするためです。
場所は参考資料の１ページにあります『現状変更①：〇〇』となっているところ

で、西側の点は、〇〇から〇〇ｍ向かった場所、東側の点は、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の２ページ～３ページ、６ページ～７ページをご覧ください。

現地を確認したところ、４ページ及び８ページ～９ページにありますように、申請地は農地が畦畔で区切られていることを確認しております。各々の箇所１枚の圃場に整備する計画であり、工事完了後は、引き続き水稲を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

番号２、届出人、〇〇。田２筆、面積 5,945 ㎡のうち 54.00 ㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率をよくするためです。

場所は参考資料の１ページにあります『現状変更②：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 10 ページ～11 ページをご覧ください。

現地を確認したところ、12 ページにありますように、申請地は農地が畦畔で区切られていることを確認しております。１枚の圃場に整備する計画であり、工事完了後は、引き続き水稲を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

総会資料の 26 ページをご覧願います。

報告第４号「農地の現状変更完了に関する届け出について」、表のとおり１件提出がありました。

番号１、届出人、〇〇。田１筆、面積 2,784 ㎡のうち 435.15 ㎡。変更の目的及び理由は、隣接農地を宅地へ転用することに伴い、畦畔の移設が必要となったためです。

場所は参考資料の１ページにあります『現状変更完了①：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 14 ページ～16 ページをご覧ください。

現地を確認したところ、17 ページにありますように、畦畔が新たな箇所に移設され、既存の畦畔と当該畦畔を堺に隣接する圃場の高低差も解消されていたことを確認してまいりました。

工事完了後は、引き続き水稲を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問等ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第４号を終わります。

次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による、許可申請に対する可否決定について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。
総会資料の 27 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、田１筆、面積 2,691 ㎡、３条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。
申請事由は、利用権賃貸借期間満了の更新のためです。
場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料のページ 18～19 ページをご覧ください。
番号２、〇〇、田３筆、面積計 5,077 ㎡、３条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。
申請事由は、利用権賃貸借期間満了の更新のためです。
場所は参考資料の１ページにあります 『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 18 ページ～19 ページをご覧ください。
また、総会資料 28 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。
始めに、６番 坂下委員 にお願いいたします。

６番坂下委員　　６番 坂下です。
５月 14 日、私、新田推進委員、荒塚推進委員、南野推進委員の３班４名と事務局で現地を確認してきました。
番号１について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 20 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号２について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 20 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第１号については、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による、許可申請に対する意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第２号について説明いたします。
総会資料の 29 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、畑２筆、面積計 259 ㎡、使用貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。
転用理由は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。
場所は参考資料１ページにあります『５条①：〇〇・〇〇』、となっているところで、〇〇から〇〇ｍの場所になります。詳細な位置などは参考資料の 22 ページ～24 ページをご覧ください。
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第１種農地に区分されますが、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 荒塚推進委員 にお願いいたします。

荒塚推進委員　　推進委員の荒塚です。
番号１について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 26 ページ～27 ページのとおりで、自己保全管理の状況でした。
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工後に砂利を敷くため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第３号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第３号について説明いたします。

総会資料の 30 ページをご覧ください。

こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号１～40 までの借受人は、○○　借受期間 10 年３ヶ月でありますので、借受人の説明を省略させていただきます。

番号１、○○、田５筆、面積計 18,335 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号２、○○、田３筆、面積計 7,540 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号３、○○、田９筆、面積計 7,761 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号４、○○、田５筆、面積計 8,002 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号５、○○、田３筆、面積計 3,827 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号６、○○、田３筆、面積計 6,567 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号７、○○、田１筆、面積 8,000 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号８、○○、田１筆、面積 1,227 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号９、○○、田 11 筆、面積計 14,354 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 10、○○、田４筆、面積計 6,503 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 11、○○、田１筆、面積 1,904 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 12、○○、田６筆、面積計 8,004 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 13、○○、田６筆、面積計 7,504 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 14、○○、田１筆、面積 1,160 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 15、○○、田４筆、面積計 3,757 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 16、○○、田１筆、面積 2,397 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 17、○○、田４筆、面積計 7,639 ㎡、新規貸付人　○○。
番号 18、○○、田２筆、面積計 3,188 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 19、○○、田５筆、面積計 9,984 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 20、○○、田２筆、面積計 5,178 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 21、○○、田３筆、面積計 3,560 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 22、○○、田３筆、面積計 3,216 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 23、○○、田１筆、面積 3,234 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 24、○○、田４筆、面積計 10,251 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 25、○○、田４筆、面積計 9,164 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 26、○○、田６筆、畑１筆、面積計 26,556 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 27、○○、田４筆、面積計 4,933 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 28、○○、田８筆、面積 13,589 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 29、○○、田５筆、面積計 7,411 ㎡、新規、貸付人　○○。
番号 30、○○、田３筆、面積計 7,064 ㎡、新規、貸付人　○○。

番号31、〇〇、田３筆、面積計5,901㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号32、〇〇、田８筆、面積計14,217㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号33、〇〇、田５筆、面積計7,184㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号34、〇〇、田４筆、面積計3,894㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号35、〇〇、田１筆、面積1,702㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号36、〇〇、田４筆、面積計4,415㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号37、〇〇、田６筆、面積計16,601㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号38、〇〇、田６筆、面積計17,986㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号39、〇〇、田７筆、面積計5,636.88㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号40、〇〇、田４筆、面積計5,535㎡、新規、貸付人　〇〇。
番号41、〇〇、田３筆、面積計4,013㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年６ヵ月。
番号42、〇〇、田３筆、面積計14,708㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間９年６ヵ月。
本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、川口委員。

８番川口委員　　８番川口です。これはべて中間管理事業だから、公社をとおして〇〇さんが、借りるということですか。

松ノ木係長　　はい、番号１～40については、１回公社に貸しますけれども公社は、そのまま全部〇〇に貸し付けるという内容になっております。
書類上は、今の契約となりますが実際は、耕作中であり〇〇さんが引き続き耕していきます。

８番川口委員　　これをやると、貸し手というか何かメリットはありますか。

松ノ木係長　　はい、そうですね。今まで基盤法に基づく相対契約だったので〇〇さんが賃借料については〇〇さんが借りていたところに直にお支払いしなければならなかったのですが、中間管理機構を通すと、手数料は発生しますが、お金は自動で引き落としになり、事務的労力の低減が見込まれます。

議　長　　よろしいでしょうか。

８番川口委員　　はい、わかりました。

議　長　　他にございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第４号、適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　総会資料の 53 ページをご覧ください。
番号１　〇〇、畑２筆、面積 16.14 ㎡、使用貸借、所有者　〇〇。
非農地の事由は、平成２年１月に、母屋増築の際に増築部分が自宅敷地内であると思い込み増築したが、このたび隣接する畑に長男の住宅建築を行うため測量したところ農地に母屋の一部が越境していることが判明したため。
場所は参考資料の１ページにあります『適用外①：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍの場所で先ほど議案第３号でご審議頂いた申請地の隣接地になります。詳細な位置などは参考資料の 22 ページ～25 ページをご覧ください。
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料 54 ページに添えております。非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが困難であること、番号２、３については農地法所定の許可を得て転用され宅地となっていることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 荒塚 推進委員 にお願いいたします。

荒塚推進委員　　推進委員の荒塚です。
番号１について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 28 ページの写真のとおり宅地となっておりました。
現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第４号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻　午後　２時35分

以上が令和８年５月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　５　月　20　日 開催

議　　長　　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　４番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿